

平成28年12月20日
株式会社岩手銀行

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例に関する法律（実特法）」に基づく届出書の提出について

国際的な「脱税行為の防止」を目的に、OECD（経済協力開発機構）が「居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度（CRS）」を策定したことを受け、平成27年度税制改正に基づき「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例に関する法律（実特法）」が改正（平成29年1月1日施行）されます。

ついては、国内に所在する金融機関に新たに口座開設等を行うお客様は、居住地国名（※）等を記載した届出書の提出が必要となりますので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※居住地国とは、居住者として所得税・法人税に相当する税をお客様が納めるべき国を指します。

1. 届出書の提出について

- ①平成29年1月1日以後、次のご契約をいただく場合は、居住地国名等を記載した届出書の提出が必要になります。
 - ・預金等の受入れを内容とする契約の締結
 - ・社債等の振替を行うための口座を受付けることを内容とする契約の締結
- ②平成28年12月31日以前に既に口座開設等をしている場合でも、確認のため氏名・住所、居住地国等を記載した届出書（任意届出書）の提出をお願いする場合があります。
- ③これらの届出書提出後、居住地国に異動があった場合には、届出書（異動届出書）の提出が必要になります。
- ④届出書を提出いただけない場合は、ご契約をお断りすることがあります。
- ⑤届出書の内容に虚偽等がある場合は、罰則が科せられることがあります。

2. 届出書の種類

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	平成29年1月1日以降に新規口座開設等を行うお客様	届出書を提出後に、記載した居住地国に異動があったお客様
提出時期	口座開設を行う際	居住地国に異動が生じることとなった日から3ヶ月を経過する日まで
記載事項等	氏名、住所および生年月日または名称及び本店もしくは主たる事務所の所在地等	新規届出書の記載事項および異動前の居住地国等

くわしくは、国税庁のホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。

以上